別添

規則等の名称	放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則（平成17年徳島県公安委員会規則第９号）
根拠法令	警備指導教育責任者及び機械警備業管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則
趣旨	根拠法令が本年10月１日に施行されたことに伴い、これに関係する徳島県公安委員会規則の改正を行った。
概要	放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則は、放置車両の確認及び標章取付けを行う駐車監視員に関して必要な事項を定めているものである。 駐車監視員については、法律において欠格事由が定められており、欠格事由への該当の有無を正確に行うため、各種申請用紙に本籍地・国籍の記載を求めていたが、これらの事項は住民票の写し等の添付により確認することができるため、規則を改正し、申請用紙から本籍地・国籍の記載欄を削除することで、申請者の利便性向上を図るもの。
施行日	令和８年10月30日
県民意見等を募集しなかった理由	改正に際して警察庁等がパブリックコメントを実施しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地はなく、募集を行う意味がないため。
その他参考事項	